

< 報道発表資料 >

令和 7 年 6 月 2 3 日  
京都市東山区役所健康長寿推進課

## 東山区 特殊詐欺犯罪防止国際電話の利用休止の 受付会を開催

京都市では、令和 7 年 2 月に「京都市消費者安全確保地域協議会」(※)を設置し、高齢者や障害のある方などが特殊詐欺被害や消費者被害に巻き込まれないよう地域全体で見守る体制づくりに取り組んでいます。

この度、協議会の構成員であり、高齢者などの要援護者への相談支援や自主的な地域福祉活動など幅広い活動を行っておられる弥栄（やさか）学区民生児童委員協議会と弥栄学区社会福祉協議会が東山警察署と協働し、特殊詐欺犯罪防止のための取組を行います。

### 【背景と目的】

詐欺犯罪は、その認知件数・被害額が依然として高い水準にあります。特に最近では国際電話を用いた特殊詐欺が増加しています。

こうした状況を踏まえ、東山区では、特殊詐欺の被害を防止し、地域の皆様に安心安全に暮らしていただけるよう警察署等と連携し、一層の取組強化を進めています。

### 【受付会の概要】

- 日 時 令和 7 年 6 月 2 6 日（木）午前 1 1 時 1 0 分頃～正午（予定）
- 場 所 弥栄ふれあいサロン（〒 6 0 5 - 0 0 7 4 京都市東山区祇園町南側 5 5 1 番地）
- 内 容 東山警察署員による
  - ・ 国際電話を利用した詐欺への注意喚起
  - ・ 国際電話の利用休止の意向確認後、利用休止の受付
- 対 象 東山区内にお住まいの方
- 共 催 弥栄学区民生児童委員協議会（事務局：東山区役所健康長寿推進課）、  
弥栄学区老人福祉員、弥栄学区社会福祉協議会、東山警察署
- 協 力 京都市粟田地域包括支援センター

（裏面あり）

<※ 京都市消費者安全確保地域協議会とは>

高齢者や障害のある方など、消費生活上特に配慮を要する消費者が特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、福祉関係者や行政、警察等の様々な主体により、地域全体で見守っていかうとする体制です。

京都市では、消費者安全法の規定に基づき、地域における見守りネットワークである「京都市消費者安全確保地域協議会」を令和7年2月14日に設置し、消費者被害の早期発見と未然防止のための取組を進めています。

<国際電話利用休止手続きに関する問合せ先>

東山警察署生活安全課（電話075-525-0110）

<受付会の詳細についての問合せ先>

東山区役所健康長寿推進課（電話075-561-9127）